一般質問

ここを、ただしてみました

今回の一般質問は12月12日に行われ4人の議員が登壇しました。質問と答弁の要旨をお知らせします。

定住促進　四位芳彦議員
交付要件等の見直しは全体的に見直す

本町の定住策や活力と潤いのあるまちづくりの創出等を目指し、これまで、まちづくり定住促進に関する条例及びふるさとづくり促進に関する条例で、その効果策をとってきたところであります。

現在合併問題が重要課題となっており、基本的には4町合併としながら、3町での合併を視野にした協議が行われている中、同条例に基づく転入・Uターン奨励対策事業の取扱いについて、交付資格要件等を見直す必要があると思うが、総務常任委員会の総意として伺いたい。

町長

平成12年度までの実績で転入者の60%程度が祁答院3カ町を含む薩摩郡内からの転入であります。合併を視野に入れると転入奨励対策の意味合いが薄れる面があります。

全ての財源を一般財源で賄う定住促進条例は今後の厳しい財政状況や、市町村合併の具体化など、市町村を取り巻く大きな状況変化の中で、条例全体の見直しを検討します。

交付式で産業後継者助成金を受ける対象者

米政策　四位議員
新制度の認識はメリットが少なく厳しい

農水省の米政策大綱が決定しました。2008年度から国の配分廃止を目指す農業者団体が主役の生産調整に転換され、2004年度から生産調整は生産数量管理に変更されました。

農業者には作付け面積を配分。減反助成金に新制度として産地づくり助成や一定規模の担い手に対する経営安定対策等盛り込まれていますが、兼業農家にメリットは少なく、本町の稲作農家には厳しい制度と思うが、町長はどのような認識をもっているか伺いたい。

町長

今回発表された米政策大綱の中で、米価対策に加入できるのは、4ha以上の認定農業者と、一元的に経理を行う法人計画のある集落型経営体が対象とされています。

本町の米づくりについては、専業農家は少なく、大半は1ha未満の零細農家で、高齢者や兼業農家が支えているのが現状であり、大綱によるメリットは少なく、兼業農家の切捨てになるのではないかと、厳しく受け止めています。

今後集落型経営体や、産地づくり助成について、県、農協、関係機関とも十分連携し、地域の水田農業経営を守っていかなければならないと思っています。

新たな米政策で土地利用をどう生かすかが課題となる。（小路下手の水田ごぼう）

集落合併　宮之脇金次郎議員
条例の見直しは早期に改正する

自治公民館合併を促進し、その運営を改善合理化するため、合併を完了した自治公民館に対し補助金を交付することになっているが、この自治公民館合併促進条例の見直し、検討の考えはないか。

また、合併アンケート調査結果と今後の促進計画をどう考えているか伺いたい。

町長

自治公民館の合併促進は、地域住民の皆様方の平素の日常生活や話し合い活動の中から自主的、主体的な盛り上がりをもって実現していくことが理想である。

条例の見直しは、財政的負担の問題も十分視野に入れながら合併のための誘導策として、その効果が期待できるよう検討し、3月か6月議会への上程を考えています。

アンケートは、大規模集落では現状のままでよいとの意見が大勢を占めており、若い世代ほど集落の作業や役回り等を負担に感じているために、集落合併に対して積極的な考え方が伺えます。

今後、調査結果を参考にしながら必要な対策を具体化し周知徹底を図っていきます。

紫尾区では、自主的に集落合併に向けた取り組みがされている